

第1章 計画策定に当たって

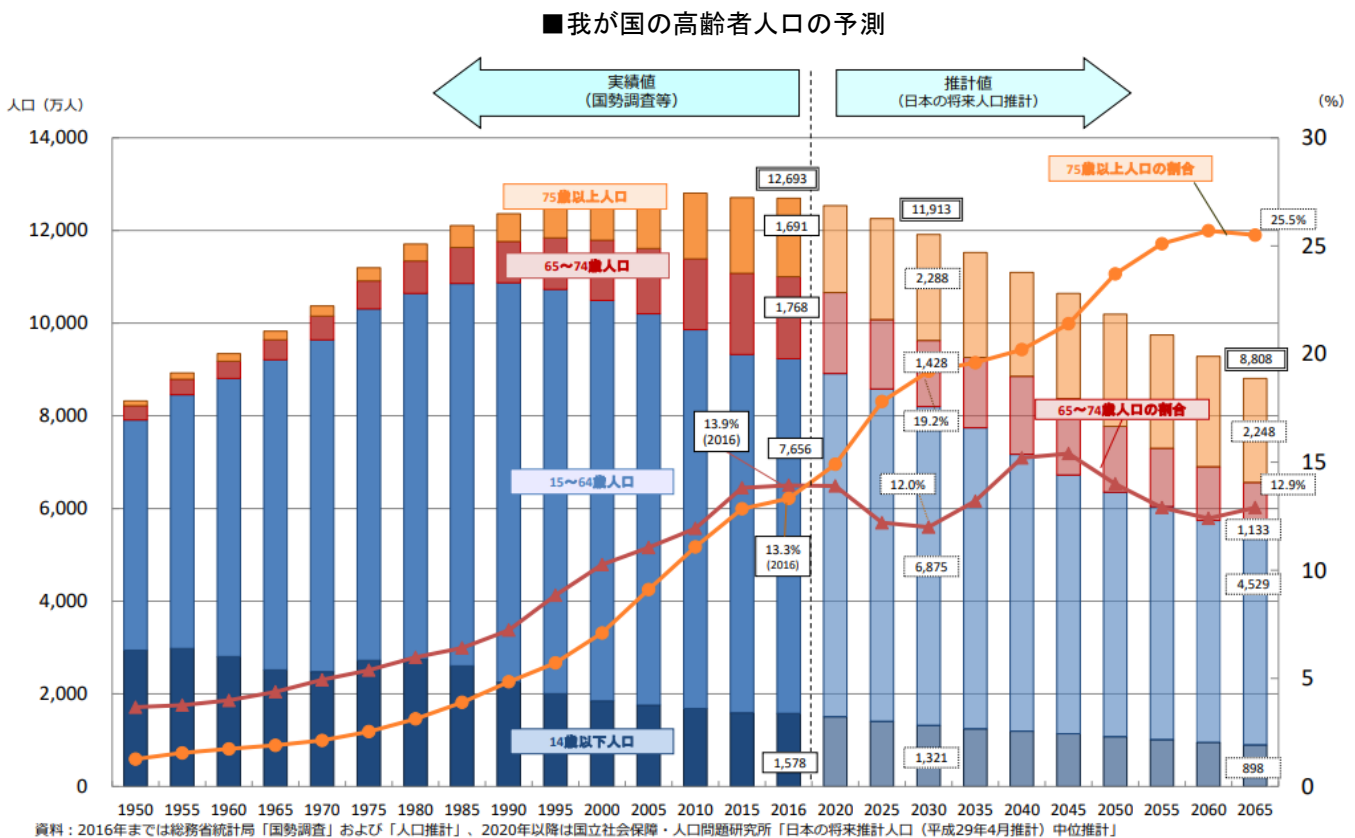
1 計画策定の背景と目的

我が国は令和7（2025）年に「団塊の世代」が75歳以上となり、令和22（2040）年には「団塊ジュニア世代」が65歳以上となるなど、高齢化がさらに進行し、介護が必要となるリスクの高い75歳以上の後期高齢者の増加が予想されています。

一方、医療や介護のニーズがより高まる75歳以上人口は都市部では急速に増加するものの、地方では緩やかな増加にとどまったり、高齢者人口が減少に転じる地域がでてくるなど、国内でも各地域で高齢化の状況は大きく異なってくるが見込まれています。

このような状況が見込まれる中、国は、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立して日常生活を営むことができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」を推進してきました。地域包括ケアシステムは、地域共生社会の実現に向けた基盤となることから、今後も一層取組を推進していく必要があります。

大村市高齢者保健福祉計画・第8期大村市介護保険事業計画（以下「第8期計画」という。）は、国の指針及び第7期計画の検証に基づき、地域包括ケアシステムの深化・推進と介護保険事業の安定的な運営を基本的な考え方として、高齢者の自立支援、介護予防・重度化防止、地域共生型社会の実現を目的として策定するものです。



(資料) 厚生労働省

2 法令等の根拠

第8期計画は、第5次大村市総合計画及び大村市地域福祉計画を上位計画とし、老人福祉法第20条の8に規定する「市町村老人福祉計画」及び介護保険法第117条に規定する「市町村介護保険事業計画」を一体的に定めるものです。

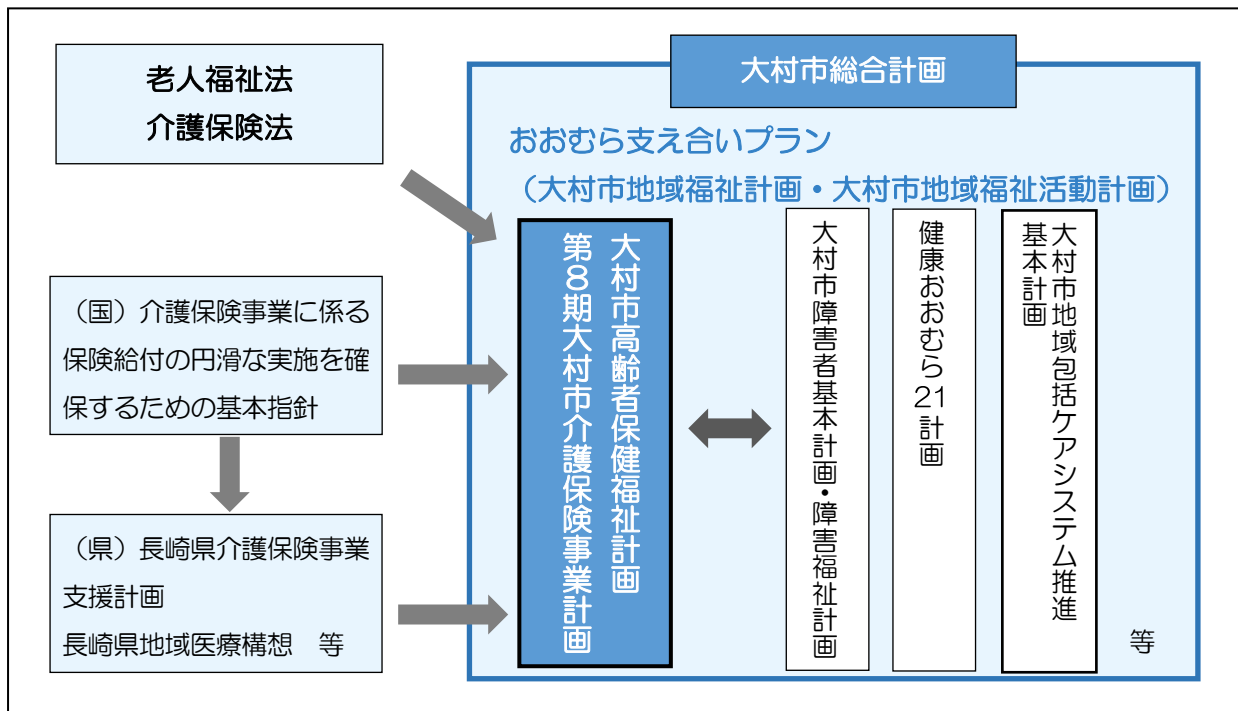
■老人福祉法(抜粋)(市町村老人福祉計画)

第20条の8 市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業(以下「老人福祉事業」という。)の供給体制の確保に関する計画(以下「市町村老人福祉計画」という。)を定めるものとする。

■介護保険法(抜粋)(市町村介護保険事業計画)

第117条 市町村は、基本指針に即して、3年を1期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画(以下「市町村介護保険事業計画」という。)を定めるものとする。

■計画の位置づけ



3 介護保険制度改正ポイント

今般の介護保険制度の見直しは、令和7（2025）年に向けた地域包括ケアシステムの推進や介護人材不足等に対応するとともに、令和22（2040）年を見据え、地域共生社会の実現を目指し、制度の持続可能性を確保しながら、自立支援・重度化防止や日常生活支援等の役割・機能を果たし続けられるよう制度の整備や取組の強化を図るものと位置付けています。

また、国は計画の柱となる以下の7つのポイントを挙げています。

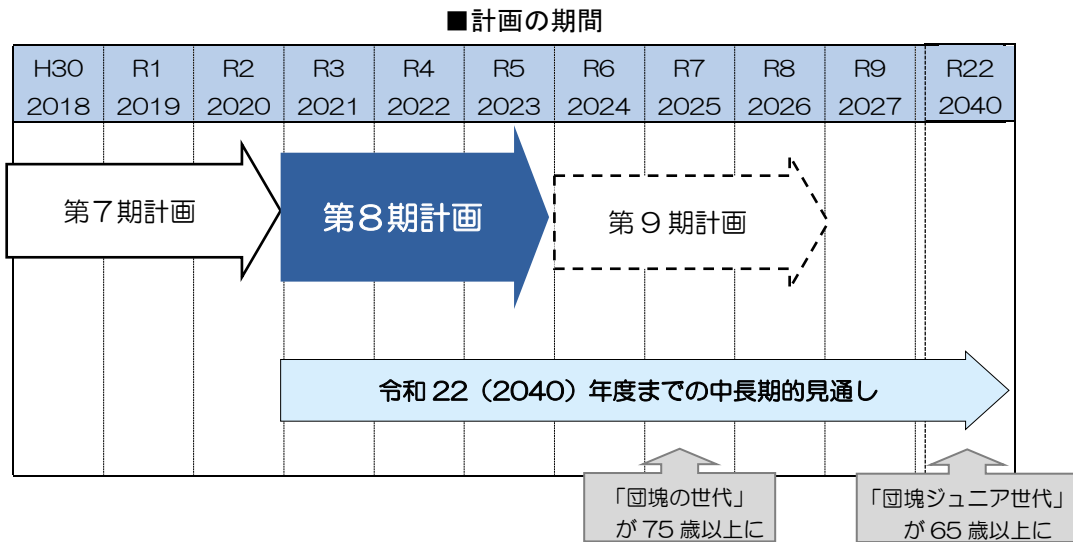
■基本指針について 第8期計画において記載を充実する事項

- ①2025・2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備
- ②地域共生社会の実現
- ③介護予防・健康づくり施策の充実・推進（地域支援事業等の効果的な実施）
- ④有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化
- ⑤（認知症施策推進大綱等を踏まえた）認知症施策の推進
- ⑥地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化
- ⑦災害や感染症対策に係る体制整備

（資料）社会保障審議会 介護保険部会（第91回）

4 計画の期間

第8期計画は、大村市高齢者保健福祉計画の改定と第8期大村市介護保険事業計画を一体的に取りまとめたものであり、その計画期間は令和3（2021）年度から、令和5（2023）年度までの3年間とします。ただし、令和7（2025）年、令和22（2040）年までの将来的なサービス・給付・保険料等の水準も推計することにより、中長期的な視野に立った施策の展開を図ります。



5 計画の策定体制

第8期計画の策定に当たっては、「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」、「在宅介護実態調査」やパブリックコメントを通して市民の意見を積極的に反映するよう努めるとともに、「大村市介護保険運営協議会」や「大村市地域包括支援センター運営協議会」と協議を行い、意見集約を図り、多角的に検討を進めながら施策の方向性を取りまとめました。

